

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 9 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 5 号（令和 6 年 3 月 8 日付）分・・・4 件

2 講じた措置状況

以下のとおり

生涯学習課「飯塚市庄内生活体験学校」【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 管理物品等について</p> <p>指定管理者からの令和 5 年 3 月 31 日付の令和 4 年度管理物件報告書では、備品 9 点の購入報告がなされており、所管課はこの 9 点を財務会計システムに備品登録している。</p> <p>本報告書には、令和 4 年度に購入した備品のうち、クリーナー、ウイルスバスター、WiFi ルーター、DVD プレーヤーが記載されておらず、これらの備品については、財務会計システムに未登録となっている。</p> <p>主管課は、報告書を収受する際の確認を徹底するとともに、現物と財務会計システムに相違がないよう指定管理者に指導すること。</p>	<p>ご指摘のクリーナー、ウイルスバスター、WiFi ルーター、DVD プレーヤーの登録漏れにつきましては、指定管理者の備品管理簿及び物品の現物を確認し、市の財務会計システムへの登録処理を行いました。</p> <p>今後は、指定期間の毎年度満了に際しては、管理物品等について確実に確認を行い、備品台帳の整理とともに正確な管理物品台帳を指定管理者に提示いたします。</p>
<p>2 職員給与について</p> <p>特定非営利活動法人体験教育研究会ドングリの従業員の給与については、給与規定（規程）で定められているが、職員給与と</p>	<p>職員給与として支払った額と規定された額の相違につきましては、主管課で確認していた給与規定は、平成 27</p>

<p>して支払った額と規定された額が相違していた。</p> <p>また、宿直手当を支払っているが、金額の根拠となる規定が整備されていなかった。</p> <p>主管課は、指定管理者に対し、宿直手当の規定を整備するとともに、給与規定（規程）に則った事務処理を行うよう指導すること。</p>	<p>年4月1日施行のものであり、指定管理者が施行していた給与規定は、令和3年1月1日施行の(新)給与規定であったため、金額等の規定の違いから相違が発生したものでした。したがって、実際に支払われた額が(新)給与規定に沿った正しい額であることを確認しました。</p> <p>指定管理者は、管理業務の効率的な実施と、適正な人員を配置するとともに、労働基準法ほか労働関係法令の規定を遵守するため、給与規定を既に改正していました。</p> <p>今後は、指定管理者が行う規定の改正においても情報を共有し、法律の規定に則った事務処理が行われているか、毎回の連絡調整会議で確認を行います。</p>
<p>3 自主事業について</p> <p>飯塚市庄内生活体験学校指定管理業務仕様書では、自主事業はあらかじめ市長の承認を経て実施する旨が記されている。</p> <p>しかしながら、指定管理者は、市長の承認を得ることなく、食育キッズ講座、緑の少年団等の自主事業を実施していた。</p> <p>自主事業を実施する際には事前に承認手続きを行うよう、指定管理者に指導すること。</p>	<p>緑の少年団の実施及び食育キッズ講座については自主事業として実施していることから、ご指摘の通り、実施する際には事前に承認手続きを行うよう指定管理者に指導しました。</p> <p>今後は、事業計画の報告又は毎年度当初に承認申請を提出するよう指示しています。</p>
<p>4 再委託について</p> <p>再委託している夜間等警備業務委託、浄化槽維持等管理委託について、令和4年度契約書が締結されていなかった。</p> <p>今後は契約を締結し、委託の内容及び支払いの根拠を明確にするよう指定管理者に指導すること。</p>	<p>契約書の締結については、当事者間で合意した事実、内容及び支払いの根拠が明確になり、誤解、誤発注等によるトラブルを未然に防ぐためにも必ず必要となることから、今後は、年度末月の連絡調整会議で委託契約書の契約期間等を目視確認し、次年度の契約手続きに漏れがないか、指定管理者と主管課で確認し合うことを指示しました。</p>